

議案第10号

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第43号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
職名	給料月額	職名	給料月額
市長	<u>870,000円</u>	市長	<u>855,000円</u>
副市長	<u>674,000円</u>	副市長	<u>663,000円</u>
教育長	<u>562,000円</u>	教育長	<u>553,000円</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

社会経済情勢の変化に伴い、特別職の給料の引上げを行うため。

